

会員資格規定

会員資格規定

入会を希望する者は正会員 2 名の推薦を受け所定の入会申込書を提出しなければならない。

推薦者の資格は次の各号の通りとする。

- 1) 入会后満 1 ヶ年以上経過している者で出席 60%以上の者
- 2) 被推薦者に対して 1 ヶ年間の義務履行の連帯保証が出来る者

会員拡大委員会は推薦者ならびに入会希望者に面接するとともに入会資格の適否を審査しその結果を理事会に答申する。

理事会は答申に基づき審査し、入会の適否を決定する。

入会の諾否は理事長が推薦者並びに入会申込者に書面で通知する。

入会を承認された者は、当該月の末日までに入会金を支払い、その納入をもって正会員となる。

入会金 金 10,000 円

正会員となった者は、下記の事項を修得する義務がある。

- 1) J C における心得、例会、委員会等の心構え。
- 2) 各事業における取り組み方。

さつま出水青年会議所に協力・参画しようとする者は、青年会議所活動を理解する為、一定の期間同会議所において活動できるものとする。

尚その間の会費は免除し、正会員と共に活動することをさまたげない。

一定の期間とは、理事会が相当と定めた期間とする。

正会員の年会費は、原則として毎年 3 月末日までに納入しなければならない。

但し、前途の納入が困難な者については、財務担当理事が指示する期日までに分納することができる。

なお、新入会員は、入会承認された翌月分から月割計算にて納入しなければならない。

年会費 金 84,000 円

除名

本会議所の会員が次の各号の一つに該当するときは、理事会の決議により、これを除名することができる。

- (1) 本会議所の目的遂行に反する行為のあるとき。
- (2) 本会議所の秩序を乱す行為のあるとき。
- (3) 会費納入義務を履行しないとき。
- (4) 出席義務を履行しないとき。
- (5) その他会員として適当でないと認められたとき。

会員の失格

上記に定める行為があった時は、会員拡大委員会が実情を調査して理事会に報告する。年会費を所定の納期までに納入しない会員に対しては、財務を担当する理事は勧告を行い理事会に報告しなければならない。

例会及び委員会に対して欠席が連続 3 回に及んだ会員の所属委員長は、会員に対して勧告を行い、勧告後 1 ヶ月以内に適切なる善処の意志表示及び行為のない場合は理事会に報告する。

財務担当の報告を受けた理事会は当該会員の過去の状況等を勘案し、その決議により退会せしめることができる。

休会

病気又は海外出張等により、長期間に亘る欠席を余儀なくされる時は休会届を提出し理事会の承認を得て休会することが出来る。但し、休会中の会費は納入しなければならない。